

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正について（案）

平成 22 年 4 月 20 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、平成 12 年 8 月、日銀ネットにおける当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化が実現されるに当たり、その円滑な移行の実現や、国債決済 RTGS 下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を取りまとめた「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」を発表し、その後も日銀ネットのシステム変更等に伴い、同ガイドラインの改正を行ってきたところである。

今般、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ最終報告書」を受け、同ガイドラインの「Ⅲ. フェイルに関するガイドライン」の対象となる取引にレポ取引（現先取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済）を含めること及びフェイルチャージの取扱いについて規定を設ける等、所要の整備を図るため、同ガイドラインの一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- (1) カットオフ・タイムを午後 2 時とする。
(Ⅱ. 2. (1) ③)
- (2) 「フェイルに関するガイドライン」の対象となる取引を売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済）とする。
(Ⅲ. 2. (2) ③)
- (3) フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるもの）を請求できることとする。
(Ⅲ. 4. (3))
- (4) フェイルチャージの取扱いを規定する。
(Ⅲ. 5.)
- (5) その他、カットオフ・タイムが午後 2 時とされたことに伴う所要の整備を図る。

3. 実施の時期

この改正は、平成 22 年〇月〇日から実施する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：

平成 22 年 4 月 21 日(水)から平成 22 年 5 月 17 日(月)17:00 まで(必着)

② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制 2 部 （TEL 03-3667-8456）

以 上

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正について（案）

平成22年4月20日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
Ⅰ. 総 論 1. 目 的 近年、金融取引に係る「決済リスク対策」の必要性が国際的な高まりを示すなか、わが国においては日本銀行が、平成13年1月4日に日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）における当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化を実施した。 国債決済のRTGS化に伴い、市場参加者においては、従来とは全く異なる決済処理手続きへの移行及び決済事務の増加等に適切に対応する必要があると考えられることから、本協会では、証券会社、銀行、信託銀行及び生命保険会社の各業態からのメンバーにより組成される「国債決済RTGS化に関する研究会」を設置して検討を進め、国債のRTGSに関する市場慣行等について提言を取りまとめ、公表を行った。 さらに本協会では、上記の提言を踏まえ、市場参加者が日銀ネットにおけるRTGS関連の諸規程を前提として国債のRTGSへの円滑な移行を実現し、国債決済RTGS化後の決済 環境下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」として取りまとめ、平成12年8月に公表したところである。また、本協会では、その後も適宜ガイドラインの改正を行っているところである。 平成21年5月には、前年に起こった世界的な金融危機以降、市場参加者において債券決済におけるフェイル慣行等を改めて見直す必要性が強く認識されたことを踏まえ、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、本協会公社債委員会の下部機関として、市場横断的なメンバーにより組成される「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」を設置した。同ワーキング・グループでは、オフショア円決済など国際的な決済動向を踏まえた、フェイルとして取り扱うDVP決済の範囲の見直しも含め、フェイル慣行の更なる定着に向けた見直しについて検討を行い、平成22年●月に最終報告書を公表した。これを踏まえ、平成22年●月、本ガイドラインについて改正を行った。 本協会では、国債のRTGSに際して、多くの市場参加者が本ガイドラインを参考にされることに	Ⅰ. 総 論 1. 目 的 近年、金融取引に係る「決済リスク対策」の必要性が国際的な高まりを示すなか、わが国においては日本銀行が、平成13年1月4日に日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）における当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化を実施した。 国債決済のRTGS化に伴い、市場参加者においては、従来とは全く異なる決済処理手続きへの移行及び決済事務の増加等に適切に対応する必要があると考えられることから、本協会では、証券会社、銀行、信託銀行及び生命保険会社の各業態からのメンバーにより組成される「国債決済RTGS化に関する研究会」を設置して検討を進め、国債のRTGSに関する市場慣行等について提言を取りまとめ、公表を行った。 さらに本協会では、上記の提言を踏まえ、市場参加者が日銀ネットにおけるRTGS関連の諸規程を前提として国債のRTGSへの円滑な移行を実現し、国債決済RTGS化後の決済 環境下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」として取りまとめ、平成12年8月に公表したところである。また、本協会では、その後も適宜ガイドラインの改正を行っているところである。 本協会では、国債のRTGSに際して、多くの市場参加者が本ガイドラインを参考にされることによって国債取引が一層円滑に行われることを望むものである。 なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

改 正 案	現 行
よって国債取引が一層円滑に行われることを望むものである。 なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない 2. 実施時期 本ガイドラインの実施日は、<u>平成22年●月●日</u>とする。 II. 決済の円滑化に関するガイドライン 1. 決済金額の小口化 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) 決済金額小口化の対象外の取引 次に掲げる取引は、その性格から決済金額小口化の対象外とする。 ① 日本銀行との取引 (T-Bill 及び長国等のオペ、新発債の払込等) ② 財政融資資金及び国債整理基金との取引 ③ 担保の差入れ・返戻に関する取引(自己口II及びIVとの取引) 2. カットオフ・タイム等の設定 (1) カットオフ・タイムの設定 ① カットオフ・タイムとは、一日の決済終了を視野に入れ、フェイル(注1)等の認識を行うため、日銀ネット国債系の稼働が終了する前に市場参加者間で策定した決済の締切時刻をいう。 ② 市場参加者は、カットオフ・タイムをもってすべての国債受渡依頼電文の送信を終了させることとする。 ③ カットオフ・タイムは、<u>午後2時</u>とする。 (2) リバーサル・タイムの設定 ① リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、及び決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行う時間をいう。 ② リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から日銀ネット国債系の稼働終了時刻までの間とする。 <u>ただし、日銀ネット国債系の稼働終了時刻の30分前から稼働終了時刻までの間については、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする(注2)。</u>	2. 実施時期 本ガイドラインの実施日は、<u>平成16 年 1 月 19 日</u>とする。 II. 決済の円滑化に関するガイドライン 1. 決済金額の小口化 (1) (省 略) (2) (省 略) (3) 決済金額小口化の対象外の取引 次に掲げる取引は、その性格から決済金額小口化の対象外とする。 ① 日本銀行との取引 (TB・FB 及び長国等のオペ、新発債の払込等) ② 財政融資資金及び国債整理基金との取引 ③ 担保の差入れ・返戻に関する取引(自己口II及びIVとの取引) 2. カットオフ・タイム等の設定 (1) カットオフ・タイムの設定 ① カットオフ・タイムとは、一日の決済終了を視野に入れ、フェイル(注1)等の認識を行うため、日銀ネット国債系の稼働が終了する前に市場参加者間で策定した決済の締切時刻をいう。 ② 市場参加者は、カットオフ・タイムをもってすべての国債受渡依頼電文の送信を終了させることとする。 ③ カットオフ・タイムは、日銀ネット国債系稼働終了時刻の<u>1時間前</u>の時刻とする。 (2) リバーサル・タイムの設定 ① リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、及び決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行う時間をいう。 ② リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から日銀ネット国債系の稼働終了時刻までの間とする<u>(注2)</u>。

改 正 案	現 行
(注1) 「フェイル」は、Ⅲ. 1を参照 (注2) 平成22年●月現在、日銀ネット国債系の原則的な運行スケジュールに基づくリバーサル・タイムは午後2時から午後4時30分の間である。このうち、午後4時から午後4時30分までの間は、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする。 (削 除)	(注1) 「フェイル」は、Ⅲ. 1を参照 (注2) 平成16年1月現在、日銀ネット国債系の原則的な運行スケジュールに基づくカットオフ・タイムは午後3時30分、リバーサル・タイムは午後3時30分から午後4時30分の間である。 (3) 日銀ネット国債系稼働終了時刻が延長された場合のカットオフ・タイムの運用について ① 日本銀行から、当初のカットオフ・タイムの15分前までに稼働終了時刻延長の通知が行われた場合には、カットオフ・タイムを自動的に繰り下げ、延長後の日銀ネット国債系稼働終了時刻の1時間前の時刻とする。 ② 日本銀行から、当初のカットオフ・タイムの15分前の時刻を過ぎて稼働終了時刻延長の通知が行われた場合には、市場参加者の混乱を回避するため、カットオフ・タイムを変更しないこととする。 ③ カットオフ・タイム繰り下げ後において、日本銀行から日銀ネット国債系稼働終了時刻が再延長されたときのカットオフ・タイムの取扱いは、①②に準ずる。
3. 決済日における市場参加者の行動指針 (現行どおり)	3. 決済日における市場参加者の行動指針 (省 略)
4. 預り口等の決済の円滑化 (現行どおり)	4. 預り口等の決済の円滑化 (省 略)
5. 決済円滑化に係る留意事項 (現行どおり)	5. 決済円滑化に係る留意事項 (省 略)
Ⅲ. フェイルに関するガイドライン	Ⅲ. フェイルに関するガイドライン
1. フェイルの定義 (現行どおり)	1. フェイルの定義 (省 略)
2. フェイル解消の誠実努力義務 フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないものとする。 なお、フェイル発生時にフェイルした渡し方は、フェイルされた受け方よりフェイル発生の経	2. フェイル解消の誠実努力義務 フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないものとする。

改 正 案	現 行
<u>緯説明を求められた場合は、経緯説明に努めなければならないものとする。</u>	
3. フェイルに関するガイドラインの前提	3. フェイルに関するガイドラインの前提
(1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うためには、<u>DVP決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含む。）が前提となることに留意する。</u>	(1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うためには、<u>国債と資金を同時に決済するDVP決済が前提となることに留意する。</u>
なお、DVP決済には、ユーロクリアやクリアストリームなど海外における決済を含む。	
(2) <u>フェイルに関するガイドラインの対象となる取引は、売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいう。以下同じ。）である。</u>	(新 設)
(3) <u>売買取引及びレポ取引の受渡しについては、売買取引の空売りにあっては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第4条、レポ取引にあっては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第11条又は「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」第13条に定める方法により行うものとする。</u>	(新 設)
(4) (現行どおり)	(2) (省 略)
(5) (現行どおり)	(3) (省 略)
(6) (現行どおり)	(4) (省 略)
4. フェイル・コストに関する考え方	4. フェイル・コストに関する考え方
(1) (省 略)	(1) (省 略)
(2) (省 略)	(2) (省 略)
(3) <u>また、低金利下においては、上記(1)、(2)でいう経済合理性が有効に機能せず、フェイルの多発といった事態が発生する懸念もあることから、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいう。以下同じ。）を請求できる。</u>	(新 設)
(4) <u>したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする。</u>	(3) <u>したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする（別紙参照）。</u>
5. フェイルチャージの取扱い	(新 設)
(1) <u>フェイルチャージの導入前の準備や計算・請求、受払い等の実務については、別に定める「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」（以下「実務取扱指針」という。）により行うものとする。</u>	(新 設)
(2) 市場参加者は、全てのDVP決済の取引につい	(新 設)

改 正 案	現 行
て、フェイルチャージを請求することができる。 (3) 市場参加者は、フェイルチャージを導入するに当たり、実務取扱指針に定める事前通知などの方法により、取引当事者間で事前の合意が成立している必要があることに留意する。 (4) フェイルチャージの算出は、以下の方法により行うものとする（計算式における定義等は実務取扱指針参照）。 $\sum_{\text{フェイル期間}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受渡金額}$ 6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い (1) カットオフ・タイムにおいて国債受渡依頼電文の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。 なお、<u>市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、国債受渡依頼電文の送信が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取り扱うことができるものとする。また、当事者間で事前の合意がある場合であっても、日銀ネット国債系稼働終了時刻までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。</u> (2) (現行どおり) 7. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン 1. 標準的なネットティング・スキーム (現行どおり) 2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング (現行どおり) 3. 事務手続き (現行どおり)	(新 設) (新 設) 5. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い (1) カットオフ・タイムにおいて国債受渡依頼電文の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。 なお、当事者間で事前の合意がある場合であっても、日銀ネット国債系稼働終了時刻までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。 (2) (省 略) 6. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理 (1) (省 略) (2) (省 略) IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン 1. 標準的なネットティング・スキーム (省 略) 2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング (省 略) 3. 事務手続き (省 略)

改 正 案	現 行
4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知書との関係 (現行どおり) 5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティングにおけるペアオフ」以外のネットティングについて (現行どおり) (削 る)	4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知書との関係 (省 略) 5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティングにおけるペアオフ」以外のネットティングについて (省 略) (別 紙) <u>「フェイル・コストに関する考え方」における暫定的な取扱いについて</u> <u>「Ⅲ. フェイルに関するガイドライン」の4. に記載する「フェイル・コストに関する考え方」は、同項(1)及び(2)でいう経済合理性によりフェイルの発生が十分に抑止されるとの検討結果に基づき、取引の円滑化や市場流動性の確保の観点から、市場参加者間で遅延損害金等の授受を行わないことを市場慣行とするものであるが、現状のような異常なまでの低金利下ではこの経済合理性が有効に機能せず、フェイルの多発といった事態が発生する懸念も否定できない。これは、フェイルに係る決済慣行を検討してきた本旨に合致しないものであるとともに、わが国の国債市場への同決済慣行の定着に少なからず悪影響を与えることも懸念される。ついては、当分の間、フェイルをされた国債の受け方は、フェイルをした渡し方に対して、フェイルされている国債を債券貸借取引等で調達した場合等に要した費用を請求できることとする。</u> <u>なお、本費用請求については、RTGS化後の国債の決済状況及び市場環境の変化等を勘案し、「Ⅲ. フェイルに関するガイドライン」の4. に記載する「フェイル・コストに関する考え方」で十分経済合理性が働くと判断されたときに見直すこととする。</u>

以 上